

がん検診・健康診査が始まっています

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

がん検診

がん検診の申し込みをまだしていない人は、健康課までお問い合わせください。子宮頸がん検診や乳がん検診、大腸がん検診の無料クーポンが届いた人は、この機会にぜひ、がん検診を受けましょう。

集団検診《胃がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診》

集団検診を下記の日程で行います。受診の際には、8月末に届いた白い封筒を必ずご持参ください。詳しくは同封の「ご案内」をご覧ください。胃がん検診は予約制です。なお、結核・肺がん検診は実施していない日があります。日程を確認して受診してください。

【胃がん・大腸がん検診、結核・肺がん検診の検診日程】

検診日	場 所	時 間	○実施している ×実施していない		胃がん検診
			大腸がん検診	結核・肺がん検診	
10月19日(水)	財田町公民館	9:00~11:00	○	○	胃がん検診は申し込みをしている人に、個人通知で日時をお知らせします。
10月20日(木)	財田町公民館		○	○	
10月20日(木)	たからだの里	13:30~14:00	○	○	
10月21日(金)	財田町公民館	9:00~11:00	○	○	
10月22日(土)	高瀬町農村環境改善センター	9:00~11:00	○	×	
10月23日(日)			○	○	
10月24日(月)			○	○	
10月25日(火)	高瀬町農村環境改善センター	13:30~14:00	○	○	
10月25日(火)	麻農業構造改善センター		○	○	
10月26日(水)	高瀬町農村環境改善センター	9:00~11:00	○	○	
10月26日(水)	二ノ宮農業構造改善センター	13:30~14:00	○	○	
10月27日(木)	高瀬町農村環境改善センター	9:00~11:00	○	○	
10月28日(金)			○	○	
10月31日(月)			○	○	
11月1日(火)	仁尾町体育センター	9:00~11:00	○	○	
11月2日(水)			○	○	

※10月22日、23日は休日検診を行います

指定医療機関検診

大腸がん・前立腺がん検診は、指定医療機関で10月31日(月)まで、子宮頸がん・乳がん検診は指定医療機関で12月末まで受診できます。いずれも医療機関用の受診票が必要です。まだ申し込みをしていない人は、健康課までお問い合わせください。

健康診査

集団検診で特定健康診査、健康診査を受診していない人は、三豊市・観音寺市の指定医療機関で10月31日(月)まで受診できます。受診の際には5月末に届いている水色の封筒と健康保険証を必ずご持参ください。受付時間は医療機関にお問い合わせください。

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ

市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

保険料の免除制度について

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができないときは、本人の申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの事由がある場合に、全額または一部が免除されます。

納付猶予申請

50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

学生納付特例申請

学生の人で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

申請の手続き

年金手帳、雇用保険被保険者離職票など(失業特例を申請される場合)、認印を持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。

※学生納付特例を申請する人は、学生証のコピー(有効期限が表記されているもの)または在学証明書(原本)が必要で、保険料を未納のまま放置すると、各種年金を受け取れないことがあります。納付申請をしましょう。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある皆さんへ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める(追納する)ことができます。ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納めることとなりますが、次の点にご注意ください。
・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ、追納はできません。

・「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

申し込みの手続き

年金手帳、認印を持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。



社会保険労務士による無料年金相談

日時・場所

10月12日(水) 三豊市役所西館
10月25日(火) 詫間福祉センター
午前10時~午後3時

持っていくもの

年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

問い合わせ

街角の年金相談センター高松(オフィス)
☎087(811)6020